

市民税・県民税の

申告はお早めに

平成26年度(平成25年)分の市民税・県民税の申告を受け付けます。日時と会場を確認の上、ご来場ください。

平成25年度の申告をしたかたには、26年度分の申告書を1月下旬に送付しています。申告書が届かなくても申告が必要と思われるかたは、お問い合わせください。



申告日時・会場

受付日	会場	時間
2/4(火)・5(水)	戸塚公民館	9:00 ～ 15:00
2/6(木)・7(金)	芝市民ホール(芝芝所と併設)	
2/10(月)・12(水)・13(木)・14(金)	鳩ヶ谷庁舎2階大会議室	9:00 ～ 16:00
2/26(水)	安行公民館	
2/27(木)	新郷公民館	
2/28(金)	神根公民館	
2/17(月)～3/17(月)(土・日曜日を除く)	市民会館1階会議室 (市役所斜め向かい)	
2/23(日)・3/2(日)		

所得税の確定申告をされるかたは、市・県民税の申告は不要です。

申告が必要なかた

1 平成26年1月1日現在で市内に住所を有し、平成25年1月1日から12月31日までに次の①から⑤の所得があり、所得税の確定申告をしないかた。

① 給与所得(パート・アルバイト賃金を含む)

・勤務先が川口市へ給与支払報告書を提出していないかた
・給与所得以外に、報酬・配当・年金などの所得があったかた

(1社のみから給与の支払いを受けているかたで、給与以外の所得の合計額が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要となります)

・2社以上から給与の支払いを受けたかた
・医療費控除など各種控除を受けようとするかた

② 雑所得

公的年金などの収入があったか

たで、社会保険料控除・扶養控除などの各種控除を受けようとするかた

③ 事業所得

営業・農業などの所得があったかた

④ 不動産所得

土地・家屋などの貸し付けによる所得があったかた

⑤ 配当・譲渡・一時所得

株式などによる利益の配当・資産の譲渡から生ずる所得・生命保険契約などに基づく一時金などがあつたかた

② 税法上の扶養になつてゐるかた

で扶養者が市外在住のかた(単身赴任中の夫に扶養されている配偶者のかたなど)

③ 所得のないかたで、国民健康保険・児童手当・老人医療費などの関係で申告が必要なかた、そのほか各種税証明書を必要とするかた

4 平成26年1月1日現在で、市内に住所はないが、事業所などが市内にあるかた

郵送での申告

申告会場は大変混雑しますので、郵送での申告をおすすめします。申告書に必要な事項を記入・押印し必要書類を同封の上、返信用封筒で郵送してください。(切手不要)
※内容を電話で確認することができます。

各種控除の申告も忘れずに

控除を申告することで、税負担が軽減されます。

・配偶者(特別)控除・扶養控除・障害者控除・寡婦(夫)控除・勤労学生控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金控除(税額控除)など

※領収書や証明書の提示や提出がないと控除できないことがあります。

税法改正について

《均等割額の引き上げ》

東日本大震災からの復興を図るこ

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書、添付書類台紙
- 印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具
- 申告するかたの預貯金口座番号のわかるもの
- 収入や所得を証明できる書類(平成25年分の給与や年金の源泉徴収票など)
- 社会保険料(健康保険・介護保険・国民年金など)の支払証明書や領収書
- 生命保険料(一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料)や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書(かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください)
- 経費などに関する領収書
- そのほか申告に必要な書類(障害者手帳など)

川口・西川口税務署の確定申告会場はSKIPシティ

開設期間中、税務署内に確定申告会場は設置されません。

日時…2/13(木)～3/17(月)の9:00～16:00

※土・日曜日を除く、ただし2/23(日)と3/2(日)は開設。

※混雑により受付終了時間を早めることがあります。

問い合わせ…川口税務署 ☎048-252-5141 (自動音声案内)
西川口税務署 ☎048-253-4061 (自動音声案内)
(SKIPシティへのお問い合わせはご遠慮ください。)

スキップ
申告書の作成は、
国税庁ホームページの
「確定申告書等
作成コーナー」
が便利です。

とを目的として、地方公共団体が実施する防災施策(公共施設耐震化工事など)に要する費用の財源を確保するため、平成26年度分までの35年度分までの10年間、市・県民税の均等割額を引き上げになります。

《給与所得控除の上限設定》

給与などの収入が1千500万円を超えるときの給与所得控除額に245万円の上限が設けられました。

均等割額	現行	引き上げ後
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,000円	1,500円
計	4,000円	5,000円